

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認による情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得・活用して診療を行います。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、医療情報取得加算として令和6年8月より点数を算定します。

※令和6年12月より、以下のとおり点数が変更となります。

マイナ保険証の利用有無にかかわらず

初診時 1点

再診時 1点（3月に1回に限り算定）

※正確な情報取得・活用のため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

武市クリニック